

## 重要事項説明書(短期入所療養介護)

(介護予防短期入所療養介護含む)

(2024年4月1日より)

### 1. 法人、施設の概要

#### (1) 法人の名称等

- 法人名 医療法人社団ピーエムエー
- 理事長名 玉城 嘉和
- 法人運営施設 ①介護老人保健施設ソフィア横浜  
②介護老人保健施設ソフィア都筑  
③ソフィア横浜クリニック  
④ソフィア横浜居宅介護支援センター  
⑤グループホーム ソフィアいずみ  
⑥グループホーム ソフィアとつか  
⑦中央林間クリニック  
⑧ソフィア保育園

#### (2) 施設の名称等

- 施設名 介護老人保健施設  
ソフィア都筑
- 開設年月日 2009年7月1日
- 所在地 横浜市都筑区中川1丁目1番地1
- 電話番号 045-914-8555
- ファックス番号 045-914-8557
- 管理者名 河合 雅毅
- 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1453880051号)
- 業務内容 施設サービス:長期施設入所  
在宅サービス:短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護

#### (3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をし居宅における生活への復帰を目指すことを目的とした介護保険施設サービスを提供することを目的とした施設です。

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

#### (4) 施設の勤務体制

|       |         |         |        |
|-------|---------|---------|--------|
| 医師    | 1(人)以上  | 理学療法士   | 1(人)以上 |
| 薬剤師   | 0.75以上  | 言語聴覚士   | 1以上    |
| 看護師   | 8.85以上  | 介護支援専門員 | 1以上    |
| 介護士   | 29.26以上 | 管理栄養士   | 1以上    |
| 支援相談員 | 2以上     | 調理員     | 給食委託業者 |
| 作業療法士 | 3以上     | 事務員     | 3以上    |

#### (5) 職務内容

- 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- 事務員は利用者及び家族への案内を行うほか、経理・庶務・総務などの事務を行います。

#### ◇職員の質の確保

短期入所療養介護をご利用頂く方の能力に応じた日常生活を送ることが出来、1日でも長く在宅が送れ、ご家族の介護負担軽減が図れるようなサービスを提供出来るよう施設職員は資質向上の為に研修等の機会を確保します。

(6)短期入所療養介護定員（介護予防短期入所療養介護含む）

定員数 一般棟:1名、認知症専門棟:空床対応

## 2. サービス内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とします。

①短期入所療養介護サービス計画の立案(3泊4日以上ご利用の方)（介護予防を含む）

②食事

・朝食 08時00分～09時00分

・昼食 12時00分～13時00分

・夕食 18時00分～19時00分

※原則として上記時間、場所は食堂にておとりいただきますが、体調やその他ご希望により、変更も可能ですので、お申し付けください。

③入浴

(一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④医学的管理・看護

⑤介護(退所時の支援も行ないます。)

⑥機能訓練

⑦栄養管理、食事相談

⑧相談援助

⑨レクリエーション

⑩理美容

⑪その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応を依頼するようにしています。

①協力医療機関

・名称 昭和大学横浜市北部病院

・住所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1

②協力歯科医療機関

・名称 中川駅前歯科クリニック

・住所 横浜市都筑区中川1-10-2中川センタービル2階

◇事故発生時の連絡先と対応方法

サービス提供にあたり、事故・体調の急変などが生じた場合、事前の打ち合わせに基づき、家族(同意書に記入いただいた連絡先)、救急機関などに連絡いたします。

## 4. 検討会議

当施設において定期的実施される検討会議により、当施設の利用が適切であるかどうか等を各専門職間で検討し、結果を利用者とその家族に連絡いたします。

## 5. 当施設利用に当たっての留意事項

(1)面会方法

事前予約制による面会。別紙、面会の案内をご確認ください。

(2)外出・外泊

申請用紙が事務所に用意してあります。外出・外泊の都度、外出(泊)先、用件、帰着予定日時などを記載ください。

※帰所時間につきましては、原則16:30までに施設へ戻られるようお願いいたします。

(3)所持品、備品の持込み

所持品、備品等の持ち込みを確認させて頂いております。

現金、装飾品、食品、高価なもの(宝飾品、腕時計等)カミソリ等の刃物類(カミソリ等)、火物類(ライター等)の持ち込みは禁止しております。

※上記に記載がないものにつきましても、利用者様・他利用者様に危険があると考えられるものは、ご遠慮いただく場合がございます。

※万が一、紛失した場合も当施設では責任を負いかねます。ご了承ください。

(4)差し入れ

面会時、飲食物の差し入れは、食中毒等の防止により禁止しています。

(5)感染症による利用中止について

施設内で感染症の流行が生じた場合や、利用者ご本人や同居するご家族が感染症に罹患された場合は、利用中止となりますのでご了承ください。

(6)その他

その他、ご不明な点はご遠慮なくお問い合わせください。

## 6. 短期入所療養介護中に提供される医療

介護老人保健施設では、医師、看護師の配置が義務付けられており、短期入所療養介護の利用者に提供するサービスに医療も含まれております。

短期入所療養介護をご利用中に必要な日常的な医療については介護老人保健施設の医師やスタッフが担当することとされており、原則的に外出し受診することはできません。

但し、施設医が必要な医療を施設内で提供困難であると判断した場合には受診可能となります。希望される方は必ず事前にお申し出ください。

受診時には、必ず当施設医師からの依頼書が必要となります。

ご利用中に病院受診が必要となった場合、ご家族様の同行をお願いし、病状によっては利用中止をお願いすることがございます。

## 7. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練      年2回

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 当施設における高齢者虐待防止について

当施設において、下記の状態等で高齢者虐待が発見された場合には、速やかに市町村の連絡先へ通報致します。

- (1) 当施設職員が、当施設において高齢者虐待を受けた高齢者を発見した場合。
- (2) (1)以外の場合において、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合。

※被虐待者本人による市町村への届出も可能です。

・横浜市高齢者施設 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課  
TEL:045-671-3661

## 10. 身体拘束廃止について

当施設は、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等の緊急時ややむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

単一的な見方による事故防止の為の、身体拘束、行動制限は行いません。

## 11. 秘密の保持について

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は同意者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設が、利用者及び同意者から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

(1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、横浜市が派遣する介護相談員の活動に必要な場合、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

(2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(3) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 12. 見守り対策について

当施設では、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・体動センサーを使用するシステム(以下、「見守りシステム」という)の使用を行います。

使用については下記の内容で運用を行います。

記

見守りシステム使用について、当施設では、人員配置の関係上、無人となる場所が発生します。その際に、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムの活用を行います。

(1) カメラの使用について

【カメラの使用目的】

ご入居者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニターを行います。

【カメラ及びモニターの使用方法】

①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様

②確認方法 サービスステーション内モニターと職員携行端末にて確認

③使用時間 24時間

【データの管理方法】

画像は、主として職員の不在となる時間にモニターとして使用する事が目的であることから、録画した画像の記録については順次、上書きされることを前提としております。

【画像の利用制限】

①画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。

②画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

【ベッド体動センサーの使用目的】

ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたベッド体動センサーでの察知を行います。

【ベッド体動センサーの使用目的】

①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様

②通知方法 ナースコール連動にて職員携行端末へ通知

③使用時間 ご利用者様のベッド臥床時

### 13. 要望及び苦情等の相談及び苦情処理体制

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。支援相談員が不在のときでもすべての職員が受付窓口となります。

介護老人保健施設ソフィア都筑 TEL:045-914-8555

- ・電話での苦情、相談
- ・投書(封書)での苦情、相談
- ・直接口頭での苦情、相談
- ・声の巣箱(3階EVホールに設置)への投函

以上の手段等により、寄せられた要望の内容を傾聴し、苦情相談の責任者である施設長、看護部長、フロア看護師長、介護主任に報告し、円滑かつ迅速に対応いたします。

また、苦情相談記録表で記録し職員全体に周知徹底し再発防止に努めてまいります。

その他、お住まいの区役所及び下記の所においても苦情申し出等ができます。

#### <他機関への苦情等申し出先>

- ・横浜市都筑区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課 高齢支援担当  
TEL:045-948-2306  
FAX:045-948-2490
- ・横浜市高齢者施設 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課  
TEL:045-671-3661
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会  
TEL:045-329-3400  
FAX:045-329-3404
- ・かながわ福祉サービス運営適正化委員会  
TEL:045-317-2200  
FAX:045-322-3559
- ・横浜市福祉調整委員会  
TEL:045-671-4045  
FAX:045-681-5457